

緑のトラスト運動の仕組み

「緑のトラスト運動」は、企業や県民の皆様からの寄附で土地等を取得し、

すぐれた自然や歴史的環境を次世代に残す運動で、

県と市町村及び公益財団法人さいたま緑のトラスト協会が連携して進めています。

この運動により保全管理している緑のトラスト保全地は、現在、県内で14か所、面積は約74.9ヘクタール

となっており、トラスト協会の会員であるボランティアスタッフが保全活動を行っています。

緑のトラスト運動の趣旨にご賛同いただき、ご協力をお願いいたします。



寄附方法

以下の3つの方法から選択

(1) 寄附申込書による寄附

県内の銀行、信用金庫、農業協同組合等(ゆうちょ銀行、郵便局を除く)金融機関の窓口で手数料なしでお振込みいただけます。

さいたま緑のトラスト協会、又は県みどり自然課までご連絡いただくか、下記「FAX送信票」に記入の上、ファックスをお送りください。申込書を郵送いたします。

(2) 「ふるさとチョイス」による寄附

インターネットサイト「ふるさとチョイス」から「さいたま緑のトラスト基金」へ寄附していただけます。県が寄附を確認すると、後日、寄附証明書を郵送いたします。

(3) 「キモチと。」による寄附

不要になった書籍や、CD、DVD、ゲーム等で寄附していただけます。梱包していただき、「キモチと。」専用ページからお申込み後、ブックオフ指定の配達業者が送料無料で集荷に伺います。



税の控除

緑のトラスト募金は、埼玉県への寄附となりますので、税法上、次のような控除があります。

(1) 法人・団体の場合

寄附金額の全額を損金に算入することができます。

(2) 個人の場合

「ふるさと納税制度」が適用となり、確定申告をいたしますことにより、寄附金額から2千円を引いた額(※)が所得税と住民税から控除されます。税法上の優遇措置について詳しくは埼玉県税務課ふるさと納税制度のホームページをご確認ください。※住民税所得額の20%が上限など条件があります。



※特記事項

「キモチと。」による寄附はブックオフコーポレーション株式会社を経由する寄附となります。そのため、税の控除は受けられませんのであらかじめ御了承ください。

知事感謝状

1年間(毎年4月1日から3月31日まで)にお寄せいただいた金額が、個人で10万円、法人・団体で50万円以上になるときは、県知事から感謝状を贈呈します。また、法人・団体で10万円以上50万円未満になるときは、県環境部長から感謝状を贈呈します。なお、1万円以上をご寄附いただいた方には緑のトラスト保全地の感謝状をお送りします。

寄附申込書 FAX送信票

下記に必要事項をご記入の上でご送信ください。申込書を郵送いたします。

学校名・団体名・お名前	フリガナ		
担当係等の名		ご担当者名	
ご住所	〒		
電話番号			

(公財)さいたま緑のトラスト協会 FAX 048-832-0292

※いただいた個人情報は、(公財)さいたま緑のトラスト協会個人情報の保護に関する規定により適切に取り扱います。